平成30年労第114号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、工事現場の施工管理等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、〇年〇月〇日、工事現場において重量物を運搬中に膝を痛めたという(以下「本件災害」という。)。請求人は、同月〇日、C医療機関を受診し、「左膝内側半月板損傷、外傷性変形性膝関節症」と診断され、その後、「右膝内側半月板損傷」と診断され、療養を継続した結果、〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)となった。その後、請求人は、左膝高位脛骨骨切り術を施術することとなったため、監督署長は、〇年〇月〇日をもって再発と認め、更に療養を継続した結果、〇年〇月〇日をもって改めて治癒となった。
- 3 本件は、請求人が治癒後の期間である〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ(以下「本件請求」という。)、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした ことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件災害に係る傷病は〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)したとして、〇年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の本件災害に係る傷病に対する○年○月○日以降の治療について、D 医師は、要旨、「ヒアルロン酸の関節注射という対症療法にとどまる。」と述 べているのに対し、請求人は、ヒアルロン酸注射は治療効果が期待できるもの であり、請求人の傷病は未だ治癒していないと主張している。
- (2) 当審査会としては、請求人の本件災害に係る傷病に対するヒアルロン酸注射 の治療効果について、検討を尽くす必要があると判断し、F医師に鑑定意見を 求めたところ、F医師は、〇年〇月〇日当審査会受付意見書において、要旨、 次のとおり意見を述べている。
 - ア ヒアルロン酸の膝関節注射に関する最近の医学的知見について

近年の変形性膝関節に対するヒアルロン酸の膝関節注射の研究の1編として、原田らの兎膝のOA(変形性膝関節症)モデルによる報告(Clin. Rheuma tol. 27:51~63, 2015)がある。それによれば、ヒアルロン酸製剤は組織学的に変形性膝関節基質の保護作用を有していると報告されている。文献的には膝関節に対するヒアルロン酸注射が軟骨保護作用の可能性を示唆する報告は散見されるものの、関節軟骨に対して再生を示す研究報告やエビデンスは認められていない。

一方、変形性膝関節症に対する治療の指標である国際的な治療ガイドラインは、国際変形性関節症学会(OARSI)、英国国営医療保険制度(NICE)、米国整形外科学会(AAOS)等から発表されており、日本整形外

科学会からも日整会膝OAガイドラインが策定されている。

2013年3月に国際変形性関節症学会(OARSI)ガイドラインは改訂されて、最新のpartIVが公表された。それによると、ヒアルロン酸の膝関節注射はメタアナリシスの結果に一貫性が乏しく、安全性に関しても製剤の違いにより相反する結果が報告されており、ヒアルロン酸の膝関節注射は否定的にとらえられている。

2013年6月には米国整形外科学会(AAOS)のガイドラインが改訂され、"Treatment of osteoarthritis of the knee, 2^{nd} edition"が公表された。それによれば、「症状を有する変形性膝関節症患者に、ヒアルロン酸の使用を推奨することはできない。(推奨度:強)」と明記されており、ヒアルロン酸の変形性膝関節症に対する注射治療は推奨されていない。

以上のとおり、ヒアルロン酸の変形性膝関節への注射療法は、実験的には 関節軟骨保護作用を有すとは考えられているものの、むしろ実践的な治療ガイドラインからは否定的と判断されているのが現状といえる。

イ 本件の場合における、○年○月以降のヒアルロン酸の膝関節注射の治療効果及び必要性について

請求人の治療経過は、概略以下のとおりである。

○年○月○日工事においてヒーター運搬中に左膝を痛め、翌日○月○日に「左膝内側半月板損傷、外傷性変形性膝関節症」と診断され療養を開始した。翌年○月○日に左膝内側半月板切除術を受け、さらに同年○月○日、「右膝内側半月板損傷」と診断される。その後、受傷から約○年後の○年○月○日に左側高位脛骨骨切り術、○年○月○日に右側高位脛骨骨切り術を受け、○年○月○日に抜釘術が施行されている。○年○月○日、治癒認定された。

請求人の両膝関節に対する療養経過は、左膝関節の発症からその後両膝関節に及び、療養期間も約○年○カ月間と、同傷病に対する一般的な治療経過と比して極めて長期間にわたっている。

○年には脛骨高位骨切り術に対する抜釘術も施行されており、この時点では既に手術による内固定材を除去できうる状況で、主たる治療は終了して治癒に近い状況にあったものと推認されることから、○年○月○日の治癒認定は妥当であると判断できる。

このような状況下において、膝関節に対するヒアルロン酸注射は、診療ガ

イドラインからも変形性膝関節症には推奨されないと明記されており、○年 ○月以降のヒアルロン酸の膝関節症注射の治療効果は期待できず、その必要 性はないと判断される。

(3) 当審査会としては、F医師の意見は、最新の医学的知見に基づき妥当なもの と判断するところであり、請求人の本件災害による傷病に対するヒアルロン酸 の膝関節注射の治療効果を認めることはできないと判断する。

したがって、当審査会としても、監督署長が〇年〇月〇日をもって治癒とした判断は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、本件請求は治癒後の請求であって認めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。